【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年4月12日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集

内国投資信託受益証券に

係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集 継続募集額 (平成24年10月6日から平成25年10月11日まで)

内国投資信託受益証券の

4,000億円を上限とします。

金額】

*なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満 了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

野村ファンドラップ オルタナティブ グローバル・アセット・モデル

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成24年10月5日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部______は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)ファンドの目的及び基本的性格

(前略)

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

(中略)

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

(以下略)

<訂正後>

(1)ファンドの目的及び基本的性格

(前略)

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

(中略)

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

(前略)

委託会社の概況

委託会社

(中略)

・資本金の額 <u>平成24年8月</u>末現在、17,180百万円

・会社の沿革

(中略)

・大株主の状況(<u>平成24年8月</u>末現在)

(以下略)

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

(前略)

委託会社の概況

委託会社

(中略)

・資本金の額 <u>平成25年2月</u>末現在、17,180百万円

・会社の沿革

(中略)

・大株主の状況(<u>平成25年2月</u>末現在)

(以下略)

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)投資方針

(前略)

(参考情報)

委託者が、マザーファンドでの資産配分において対象としている株式・債券市場および通貨配分における対象通貨ならびに資産配分・通貨配分において目途としている制約条件は、<u>平成24年10</u>月現在、以下の通りとなっております。

なお、下記はあくまでも<u>平成24年10月</u>現在の、対象や制約条件であり、モデルの改良や市場の流動性等の要因により今後変更となる場合があります。また、運用上目途としている上限・下限ですので、資金動向、市況動向等により上限・下限の範囲または値を一時的に超えることもあります。

<訂正後>

(1)投資方針

(前略)

(参考情報)

委託者が、マザーファンドでの資産配分において対象としている株式・債券市場および通貨配分における対象通貨ならびに資産配分・通貨配分において目途としている制約条件は、<u>平成25年4</u>月現在、以下の通りとなっております。

なお、下記はあくまでも<u>平成25年4月</u>現在の、対象や制約条件であり、モデルの改良や市場の流動性等の要因により今後変更となる場合があります。また、運用上目途としている上限・下限ですので、資金動向、市況動向等により上限・下限の範囲または値を一時的に超えることもあります。

(以下略)

<訂正前>

(2)投資対象

(前略)

マザーファンドの主要投資対象

(中略)

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、<u>信託金を、</u>主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるグローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(以下略)

<訂正後>

(2)投資対象

(前略)

マザーファンドの主要投資対象

(中略)

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるグローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

<訂正前>

(3) 運用体制

(前略)

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

(前略)

委託会社によるファンドの関係法人 (販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部______は訂正部分を示します。

<訂正前>

(4)その他の手数料等

(前略)

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

__これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

<訂正後>

(4)その他の手数料等

(前略)

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払い

のときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額一をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

- 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な 推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一 定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- <u>*</u>これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(国税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(国税7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲 渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

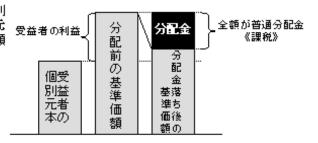
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

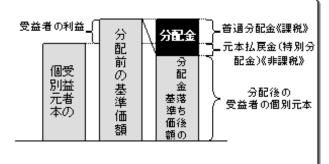
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」 (受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては 以下の内容に更新・訂正さ れます。

<更新・訂正後>

以下は平成25年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,552,234,662	60.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,019,494,149	39.64
合計(純資産総額)		2.571.728.811	100.00

<ご参考>

「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		13,100,892,569	100.00
合計(純資産総額)		13,100,892,569	100.00

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資 比率 (%)
TOPIX先物(2013年3月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	28	264,316,464	271,880,000	2.07
長期国債先物(6%、10年)(2013年3月限)	東京証券取引所	債券先物	売建	円	72	10,406,964,400	10,441,440,000	79.70

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

名称	取引所	種類	買建 / 売 建	通貨	枚数	簿価 (現地通貨)	評価額(時価・ 現地通貨)	評価額 (時価・円)	投資 比率 (%)
S&P500株価指数先物(2013年3月限)	シカゴ・マーカ ンタイル取引所	株価指数 先物	買建	米ドル	3	1,070,475	1,136,850	105,169,993	0.80
S&P TSX60株価指数先物(2013年3月限)	モントリオール 取引所	株価指数 先物	買建	カナダド ル	9	1,262,250	1,317,600	119,176,920	0.90
DAX株価指数先物(2013年3月限)	EUREX	株価指数 先物	買建	ユーロ	15	2,905,775	2,878,687.5	350,192,334	2.67
FTSE MIB株価指数先物(2013年3月 限)	イタリア証券取 引所	株価指数 先物	売建	ユーロ	58	4,711,050	4,584,030	557,647,249	4.25
SPI200株価指数先物(2013年3月限)	シドニー先物取 引所	株価指数 先物	売建	豪ドル	26	3,283,150	3,263,000	309,528,180	2.36
FT100株価指数先物(2013年3月限)	ロンドン国際金 融先物取引所	株価指数 先物	買建	英ポンド	83	5,054,940	5,243,525	736,033,604	5.61
SMI株価指数先物(2013年3月限)	EUREX	株価指数 先物	買建	スイスフ ラン	78	5,346,120	5,821,140	579,960,178	4.42
ハンセン株価指数先物(2013年3月限)	香港先物取引所	株価指数 先物	買建	香港ドル	79	89,151,500	88,732,800	1,058,582,304	8.08
IBEX35株価指数先物(2013年3月限)	マドリード証券 取引所	株価指数 先物	売建	ユーロ	29	2,393,225	2,358,222	286,877,706	2.18
AEX株価指数先物(2013年3月限)	Euronext	株価指数 先物	買建	ユーロ	136	9,408,208	9,174,560	1,116,085,224	8.51
CAC40-EUR010株価指数先物(2013年3月限)	Euronext	株価指数 先物	売建	ユーロ	81	2,989,305	2,989,710	363,698,221	2.77
T-NOTE先物(10年)(2013年6月限)	シカゴ・ボード ・オブ・トレー ド	債券先物	買建	米ドル	373	48,997,048.74	49,026,187.5	4,535,412,605	34.61
カナダ10年国債先物(2013年6月限)	モントリオール 取引所	債券先物	売建	カナダド ル	583	77,416,570	77,982,080	7,053,479,136	53.83
BUNDS先物(2013年3月限)	EUREX	債券先物	買建	ユーロ	592	85,354,560	85,893,280	10,448,917,512	79.75
オーストラリア10年国債先物(2013 年3月限)	シドニー先物取 引所	債券先物	売建	豪ドル	427	52,554,412.75	52,411,179.87	4,971,724,522	37.94
GILT先物(2013年6月限)	ロンドン国際金 融先物取引所	債券先物	買建	英ポンド	291	33,339,870	33,991,710	4,771,416,332	36.42

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益 証券	グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド	1,139,840,404	1.3467	1,535,023,073	1.3618	1,552,234,662	60.35

<ご参考>

「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		60.35
合計		60.35

<ご参考>

「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

<ご参考>

「グローバル・アセット・モデル・ファンドマザーファンド」 その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資 比率 (%)
TOPIX先物(2013年3月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	巴	28	264,316,464	271,880,000	2.07
長期国債先物(6%、10年)(2013年3月限)	東京証券取引所	債券先物	売建	巴	72	10,406,964,400	10,441,440,000	79.70

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

一計画にめたりでは加りりも直近の	<u></u>	100,00,00		XX104X//\	H-20 C	H1 IIII O C 05 7 05	<u> </u>		
名称 	取引所	種類	買建 / 売 建	通貨	枚数	簿価 (現地通貨)	評価額(時価・ 現地通貨)	評価額 (時価・円)	投資 比率 (%)
S&P500株価指数先物(2013年3月限)	シカゴ・マーカ ンタイル取引所	株価指数 先物	買建	米ドル	3	1,070,475	1,136,850	105,169,993	0.80
S&P TSX60株価指数先物(2013年3月限)	モントリオール 取引所	株価指数 先物	買建	カナダド ル	9	1,262,250	1,317,600	119,176,920	0.90
DAX株価指数先物(2013年3月限)	EUREX	株価指数 先物	買建	ユーロ	15	2,905,775	2,878,687.5	350,192,334	2.67
FTSE MIB株価指数先物(2013年3月限)	イタリア証券取 引所	株価指数 先物	売建	ユーロ	58	4,711,050	4,584,030	557,647,249	4.25
SPI200株価指数先物(2013年3月限)	シドニー先物取 引所	株価指数 先物	売建	豪ドル	26	3,283,150	3,263,000	309,528,180	2.36
FT100株価指数先物(2013年3月限)	ロンドン国際金 融先物取引所	株価指数 先物	買建	英ポンド	83	5,054,940	5,243,525	736,033,604	5.61
SMI株価指数先物(2013年3月限)	EUREX	株価指数 先物	買建	スイスフ ラン	78	5,346,120	5,821,140	579,960,178	4.42
ハンセン株価指数先物(2013年3月 限)	香港先物取引所	株価指数 先物	買建	香港ドル	79	89,151,500	88,732,800	1,058,582,304	8.08
IBEX35株価指数先物(2013年3月限)	マドリード証券 取引所	株価指数 先物	売建	ユーロ	29	2,393,225	2,358,222	286,877,706	2.18
AEX株価指数先物(2013年3月限)	Euronext	株価指数 先物	買建	ユーロ	136	9,408,208	9,174,560	1,116,085,224	8.51
CAC40-EUR010株価指数先物(2013年3月限)	Euronext	株価指数 先物	売建	ユーロ	81	2,989,305	2,989,710	363,698,221	2.77
T-NOTE先物(10年)(2013年6月限)	シカゴ・ボード ・オブ・トレー ド	債券先物	買建	米ドル	373	48,997,048.74	49,026,187.5	4,535,412,605	34.61
カナダ10年国債先物(2013年6月限)	モントリオール 取引所	債券先物	売建	カナダド ル	583	77,416,570	77,982,080	7,053,479,136	53.83
BUNDS先物(2013年3月限)	EUREX	債券先物	買建	ユーロ	592	85,354,560	85,893,280	10,448,917,512	79.75
オーストラリア10年国債先物(2013 年3月限)	シドニー先物取 引所	債券先物	売建	豪ドル	427	52,554,412.75	52,411,179.87	4,971,724,522	37.94
GILT先物(2013年6月限)	ロンドン国際金 融先物取引所	債券先物	買建	英ポンド	291	33,339,870	33,991,710	4,771,416,332	36.42

(3)運用実績

純資産の推移

平成25年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額		1口当たり純資	
	計算期間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2007年1月22日)	1,015	1,015	1.0075	1.0075
第2期	(2007年7月20日)	3,614	3,614	1.0094	1.0094
第3期	(2008年1月21日)	4,851	4,851	1.0051	1.0051
第4期	(2008年7月22日)	5,962	5,962	1.0019	1.0019
第5期	(2009年1月20日)	4,660	4,704	1.0602	1.0702
第6期	(2009年7月21日)	4,846	4,901	1.0610	1.0730
第7期	(2010年1月20日)	5,196	5,263	1.0785	1.0925
第8期	(2010年7月20日)	4,846	4,918	1.0779	1.0939
第9期	(2011年1月20日)	4,236	4,276	1.0606	1.0706
第10期	(2011年7月20日)	3,952	3,956	1.0170	1.0180
第11期	(2012年1月20日)	3,917	3,917	1.0044	1.0044
第12期	(2012年7月20日)	3,113	3,113	0.9963	0.9963
第13期	(2013年1月21日)	2,528	2,537	1.0314	1.0354
	2012年2月末日	3,843		1.0330	
	3月末日	3,820		1.0430	
	4月末日	3,696		1.0318	
	5月末日	3,618		1.0348	
	6月末日	3,403		1.0042	
	7月末日	3,098		0.9978	
	8月末日	2,912		1.0099	
	9月末日	2,793		1.0051	
	10月末日	2,670		1.0155	
	11月末日	2,573		1.0231	
	12月末日	2,534		1.0450	
	2013年1月末日	2,539		1.0350	
	2月末日	2,571		1.0378	

分配の推移

<u>分配の推移</u>	
期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0100 円
第6期	0.0120 円
第7期	0.0140 円
第8期	0.0160 円
第9期	0.0100 円
第10期	0.0010 円
第11期	0.0000 円
第12期	0.0000 円
第13期	0.0040 円

収益率の推移

期	収益率	
第1期	0.8	%
第2期	0.2	%
第3期	0.4	%
第4期	0.3	%
第5期	6.8	%
第6期	1.2	%
第7期	3.0	%
第8期	1.4	%
第9期	0.7	%
第10期	4.0	%
第11期	1.2	%
第12期	0.8	%
第13期	3.9	%

名計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

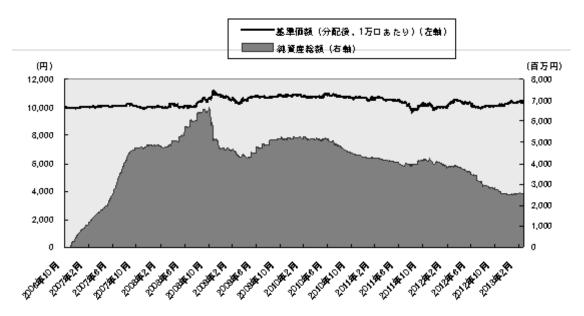
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	1,008,583,399	850,587	1,007,732,812
第2期	2,651,199,261	77,871,657	3,581,060,416
第3期	1,837,137,773	591,559,598	4,826,638,591
第4期	1,609,342,973	484,791,001	5,951,190,563
第5期	886,063,711	2,441,460,134	4,395,794,140
第6期	964,325,251	792,055,969	4,568,063,422
第7期	824,879,876	574,861,511	4,818,081,787
第8期	484,940,030	806,572,982	4,496,448,835
第9期	203,301,835	705,388,952	3,994,361,718
第10期	465,877,389	574,038,014	3,886,201,093
第11期	642,175,707	627,752,782	3,900,624,018
第12期	155,918,951	931,335,243	3,125,207,726
第13期	112,894,657	787,015,560	2,451,086,823

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績(2013年2月28日現在)

[基準価額・純資産の推移](日次:設定来)



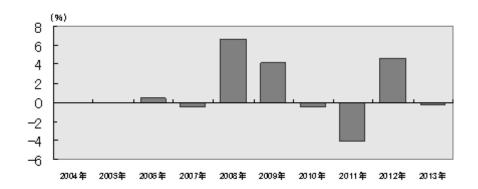
[分配の推移](1万口あたり、課税前)

2013年1月	40 円
2012年7月	0円
2012年1月	0円
2011年7月	10 円
2011年1月	100円
設定来累計	670 円

[主要な資産の状況]

マザーファンドへの投資比率	
名称	投資比率 (%)
グローバル・アゼット・モデル・ファンド マザーファンド	60.4

[年間収益率の推移](暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドは、日本円 1 ヵ月LIBORをベンチマークとしておりますが、株価指数先物取引、債券先物取引、 為替予約取引等を積極的に活用し、投資対象市場の方向性によらず収益の獲得を目指す運用を行なう ことから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるため掲載はしておりません。
- ・2006年は設定日(2006年10月4日)から年末までの収益率。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午前11時30分までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の 受付けを行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額一を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

<u>換金時の税金につきましては「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧下さい。</u>

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推 移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定

の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。 (以下略)

<訂正後>

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午前11時30分までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の 受付けを行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。 (以下略)

3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部______は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資産の評価

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
λ1 ≥ Λ	

公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会発表 <u>の店頭</u> 売買参考統計値(平均値) <u>第一種</u> 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。	
選択権付き 為替予約取引	原則として、基準価額計算日 ¹ における、以下のいずれかの価額で評価します。 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額	
株価指数先物取引 債券先物取引	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の清算値段で評価します。	

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

(以下略)

<訂正後>

(1)資産の評価

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法 により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法		
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会 <u>が</u> 発表 <u>する</u> 売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 <u>(売気配相場を除く)</u> 価格情報会社の提供する価額		
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。		
選択権付き 為替予約取引	原則として、基準価額計算日 ¹ における、以下のいずれかの価額で評価します。 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額		
株価指数先物取引 債券先物取引	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の清算値段で評価します。		

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

野村ファンドラップ オルタナティブ グローバル・アセット・モデル

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成して おります。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成24年7月21日から 平成25年1月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1財務諸表

野村ファンドラップ オルタナティブ グローバル・アセット・モデル

(1)貸借対照表

#a a.i	~ 40世	22.4 O HD
期別	第12期	第13期
£1/ 🗆	平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	170,371,532	155,594,066
親投資信託受益証券	1,866,404,573	1,542,354,034
現先取引勘定	1,099,780,000	849,796,000
未収利息	444	380
流動資産合計	3,136,556,549	2,547,744,480
資産合計	3,136,556,549	2,547,744,480
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		9,804,347
未払解約金	11,424,347	1,080,933
未払受託者報酬	956,310	722,064
未払委託者報酬	10,519,383	7,942,628
その他未払費用	57,313	43,264
流動負債合計	22,957,353	19,593,236
負債合計	22,957,353	19,593,236
純資産の部		
元本等		
元本	3,125,207,726	2,451,086,823
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	11,608,530	77,064,421
(分配準備積立金)	62,146,013	38,816,786
元本等合計	3,113,599,196	2,528,151,244
純資産合計	3,113,599,196	2,528,151,244
負債純資産合計	3,136,556,549	2,547,744,480

(2)損益及び剰余金計算書

期別	第12期	第13期
知の	第12期 自 平成24年1月21日	第13期 自 平成24年7月21日
	至 平成24年7月21日	至 平成25年1月21日
科目		
	金額(円)	金額(円)
営業収益	000,000	540,444
受取利息	662,292	510,141
有価証券売買等損益	6,462,072	111,360,461
営業収益合計	5,799,780	111,870,602
営業費用		
受託者報酬	956,310	722,064
委託者報酬	10,519,383	7,942,628
その他費用	57,313	43,264
営業費用合計	11,533,006	8,707,956
営業利益	17,332,786	103,162,646
経常利益	17,332,786	103,162,646
当期純利益	17,332,786	103,162,646
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	11,323,509	10,168,969
期首剰余金又は期首欠損金()	17,311,908	11,608,530
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,775,948	5,483,621
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は		3,222,944
欠損金減少額		0,222,011
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	3,775,948	2,260,677
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,040,091	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は		
欠損金増加額	4,040,091	
分配金		9,804,347
期末剰余金又は期末欠損金()	11,608,530	77,064,421

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安仏云前刀却に沈る事項に関する注記)		
1 運用資産の評価基準	(1)親投資信託受益証券	
及び評価方法	基準価額で評価しております。	
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	
4 その他	(1)現先取引	
	現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準 委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。 (2)計算期間	
	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成24年7月21日から平成25年1月21日までとなっております。	

(貸供対昭表に関する注記)

(.	(貝信刈呪衣に) 9 6 注記)		
Г	第12期	第13期	
	平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在	
Г	1 計算期間の末日における受益権の総数	1 計算期間の末日における受益権の総数	
	3,125,207,726 □	2,451,086,823 口	
	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 11,608,530円		
	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9963円 (10,000口当たり純資産額 9,963円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0314 円 (10,000口当たり純資産額 10,314 円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)			
第12期 自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日	第13期 自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日		
1 分配金の計算過 1 程 該当事項はございません。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額148,507,137円(10,000口当たり605円)のうち、9,804,347円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。		
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	1,566,115 円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		円
	収益調整金額	С	99,886,004 円
	分配準備積立金額	D	47,055,018 円
	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	148,507,137 円
	当ファンドの期末残存口数	F	2,451,086,823 🏻
	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	605 円
	10,000口当たり分配金額	Н	40 円
	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	9,804,347 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項			
第12期 自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日	第13期 自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日		
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。	1 金融商品に対する取組方針 同左		
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変 動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性 リスクにさらされております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左		
3 金融商品に係るリスク管理体制	3 金融商品に係るリスク管理体制		

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関 する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分 析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行 なっております。

信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況 等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の 信用度に応じた組入制限等の管理を行なっておりま ਰ,

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性 の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行 なっております。

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 平成24年7月20日現在	第13期 平成25年1月21日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連出車者との取引に関する注記)

()選当事有との取引に関する注記)	
第12期	第13期
自 平成24年1月21日	自 平成24年7月21日
至 平成24年7月20日	至 平成25年1月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1元本の移動

第12期 自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日		第133 自 平成24年 至 平成25年	7月21日
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,900,624,018 円 155,918,951 円 931,335,243 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,125,207,726 円 112,894,657 円 787,015,560 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第12期	第13期
	自 平成24年1月21日	自 平成24年7月21日
	至 平成24年7月20日	至 平成25年1月21日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	18,699,665	100,792,480
合計	18,699,665	100,792,480

3 デリバティブ取引関係 第12期(平成24年7月20日現在) 該当事項はございません。 第13期(平成25年1月21日現在) 該当事項はございません。

(4)附属明細表

第1有価証券明細表

(1)株式(平成25年1月21日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成25年1月21日現在)

<u>(= / / = / '/ / </u>	(1 /2%20 1 1/ 32 1)	<u> コール ユー / </u>		
種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド		1,542,354,034	
親投資信託受益証券計	銘柄数:1		1,542,354,034	
	組入時価比率:61.0%		100.0%	
合計			1,542,354,034	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

参考

当ファンドは「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」の状況以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(1) 具旧刈炽农	
対象年月日	平成25年1月21日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	584,355,517
派生商品評価勘定	2,033,540,170
現先取引勘定	10,097,576,000
未収利息	1,429
差入委託証拠金	5,637,159,161
流動資産合計	18,352,632,277
資産合計	18,352,632,277
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,445,714,264
流動負債合計	2,445,714,264
負債合計	2,445,714,264
純資産の部	
元本等	
元本	11,812,480,192
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	4,094,437,821
元本等合計	15,906,918,013
純資産合計	15,906,918,013
負債純資産合計	18,352,632,277

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法 (1) 先物取引

国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を 用いております。

外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取 引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(2)外国為替予約取引

計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価 しております。

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換 算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが 国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計 算しております。

3 費用・収益の計上基準

(1)派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額 の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバ ティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示す ものではありません。

5 その他

(1) 現先取引

現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成25年1月21日現在

計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

(10,000口当たり純資産額

1.3466 円

13,466円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日

金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規 定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としておりま

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。

これらは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

なお、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を 行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスク及び為替変動リス クを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行なって おります。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを有

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成25年1月21日現在

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

(その他の注記)

(C 0) (C 0) (T (C))	
平成25年1月21日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成24年7月21日
期首元本額	13,424,314,645 円
期首より平成25年1月21日までの期中追加設定元本額	426,485,652 円
期首より平成25年1月21日までの期中一部解約元本額	2,038,320,105 円
 期末元本額 期末元本額の内訳 *	11,812,480,192 円
野村ファンドラップ オルタナティブ グローバル・アセット・モデル	1,145,369,103 円
野村グローバル・アセット・モデル・ファンド(野村SMA向け)	500,908,256 円
野村グローバル・ロング・ショート	92,305,307 円
野村FQグローバルLS(非課税適格機関投資家専用)	5,026,328,863 円
グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,542,629,909 円
野村FQグローバルLS mid(非課税適格機関投資家専用)	3,504,938,754 円

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成25年1月21日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券(平成25年1月21日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

カと プラハフィブ級可及	ひ為省予約取引の契約領等及び時間の状況表			
	平成25年1月21日現在			
種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		,
市場取引				
先物取引				
国内株価指数先物取引				
買建	53,040,000		54,120,000	1,076,472
外国株価指数先物取引				
買建	5,597,019,705		5,763,463,379	166,443,674
売建	1,910,720,828		2,001,549,189	90,828,361
国内債券先物取引				
売建	14,022,290,000		14,007,770,000	14,418,150
外国債券先物取引				
買建	26,776,118,129		26,566,595,796	209,522,333
売建	15,828,530,451		15,684,347,187	144,183,264
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	14,974,165,040		16,675,825,800	1,701,660,760
米ドル	7,820,993,190		8,617,330,800	796,337,610
英ポンド	2,362,530,000		2,606,103,000	243,573,000
ユーロ	4,790,641,850		5,452,392,000	661,750,150
売建	17,910,355,280		20,049,961,000	2,139,605,720
カナダドル	5,093,124,650		5,653,125,000	560,000,350
スイスフラン	524,966,000		587,186,000	62,220,000
スウェーデンクローナ	1,944,318,850		2,118,875,000	174,556,150
香港ドル	117,264,000		129,808,000	12,544,000
豪ドル	6,679,016,780		7,516,992,000	837,975,220
ニュージーランドドル	3,551,665,000		4,043,975,000	492,310,000
合計				412,174,094

(注)時価の算定方法

1 先物取引

A. 国内先物取引について

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

B. 外国先物取引について

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2 為替予約取引
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、 当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレート を用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成25年2月28日現在

資産総額	2,578,877,825	円
負債総額	7,149,014	円
純資産総額(-)	2,571,728,811	円
発行済口数	2,478,094,435	П
1口当たり純資産額(/)	1.0378	円

<ご参考>

「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」

資産総額	53,297,509,637	円
負債総額	40,196,617,068	円
純資産総額(-)	13,100,892,569	円
発行済口数	9,620,191,049	
1口当たり純資産額(/)	1.3618	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額

平成24年8月末現在、17,180百万円

(以下略)

<訂正後>

(1)資本金の額

平成25年2月末現在、17,180百万円

(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	755	11,358,815
単位型株式投資信託	48	363,513
追加型公社債投資信託	18	5,095,322
単位型公社債投資信託	4	51,490
合計	825	16,869,139

3 委託会社等の経理状況

<u>次へ</u>

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(/		
(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき
		信託業務を営んでいます。

^{*}平成24年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引 業を営んでいます。

^{*} 平成24年7月末現在

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の
野村信託銀行株式会社	信託銀行株式会社 30,000百万円	信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき
		信託業務を営んでいます。

^{* &}lt;u>平成25年1月</u>末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
到外强分体以云位 		業を営んでいます。

^{* &}lt;u>平成25年1月</u>末現在

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間(自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日)の中間財務諸表(以下「中間財務諸表」といいます。)が追加されます。

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、<u>当</u>事業年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成24年4月1 日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間 監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成24年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
現金・預金		215
金銭の信託		46,496
有価証券		2,400
短期貸付金		81
未収委託者報酬		7,671
未収収益		4,383
· 繰延税金資産		827
その他		560
貸倒引当金		6
流動資産計		62,630
固定資産		
有形固定資産	1	1,518
無形固定資産		8,817
ソフトウェア		8,815
その他		1
投資その他の資産		20,246
投資有価証券		4,849
関係会社株式		15,009
繰延税金資産		124
その他		263
固定資産計		30,582
資産合計		93,213

	г	<u> </u>
		平成24年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		3,000
関係会社短期借入金		4,500
未払収益分配金		4
未払償還金		49
未払手数料		3,323
その他未払金	2	907
未払費用		5,572
未払法人税等		424
賞与引当金		1,346
その他		99
流動負債計		19,228
固定負債		
退職給付引当金		1,636
時効後支払損引当金		492
固定負債計		2,128
負債合計		21,356
(純資産の部)		
株主資本		69,834
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		40,924
利益準備金		685
その他利益剰余金		40,239
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		15,633
評価・換算差額等		2,022
その他有価証券評価差額金		1,985
繰延ヘッジ損益		36
純資産合計		71,857
負債・純資産合計		93,213

中間損益計算書

		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		35,300
運用受託報酬		8,055
その他営業収益		81
営業収益計		43,436
営業費用		
支払手数料		18,135
調査費		7,937
その他営業費用		1,967
)		28,040
一般管理費	1	11,543
営業利益		3,852
営業外収益	2	2,327
営業外費用	3	52
経常利益		6,127
特別利益	4	152
特別損失	5	87
税引前中間純利益		6,192
法人税、住民税及び事業税		963
法人税等調整額		825
中間純利益		4,403

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (単位:百万円)

	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
	主 十成24年 9 月30日
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期变動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,320
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	15,633
利益剰余金合計	
当期首残高	39,611

当中間期変動額	司正有1個証务
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	40,924
株主資本合計	<u> </u>
当期首残高	68,521
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	69,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,693
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当中間期変動額合計	708
当中間期末残高	1,985
繰延へッジ損益	
当期首残高	12
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24
当中間期変動額合計	24
当中間期末残高	36
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,705
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	683
当中間期変動額合計	683
当中間期末残高	2,022
純資産合計	
当期首残高	71,227
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	683
当中間期変動額合計	629
当中間期末残高	71,857

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価 方法 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの...移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基 準及び評価方法 時価法

3 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 時価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフト ウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額 法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しておりま

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数による定額法により、発生した事業年度から費用処理する こととしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6 リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段 に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資 産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、 振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約
	ペッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金 (3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によってお ります。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成24年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

2,992百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
1		<u> </u>	
	有形固定資産	218百万円	
	無形固定資産	1,869百万円	
	長期前払費用	4百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの		
_	受取配当金	1,872百万円	
	金銭の信託運用益	207百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	支払利息	36百万円	
4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	59百万円	
	株式報酬受入益	85百万円	
	固定資産売却益	7百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券売却損	60百万円	
	投資有価証券等評価損	9百万円	
	固定資産除却損	17百万円	
1			

中間株主資本等変動計算書関係

自	平成24年4月1日
至	平成24年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	1	-	5,150,693株

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額

3,090百万円

(2)1株当たり配当額

600円

(3)基準日

平成24年3月31日

平成24年6月1日

(4) 効力発生日

リース取引関係

自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっているもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 有形固定資産(器具備品)

 取得価額相当額
 94百万円

 減価償却累計額相当額
 88

 中間期末残高相当額
 5

未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	6百万円
1 年超	<u>-</u>
合計	6

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料16百万円減価償却費相当額15支払利息相当額0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分 方法については利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内16百万円1年超20合計36

金融商品関係

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	215	215	
(2)金銭の信託	46,496	46,496	-
(3)短期貸付金	81	81	
(4)未収委託者報酬	7,671	7,671	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,431	6,431	ı
(6)関係会社株式	3,064	69,809	66,745
資産計	63,960	130,705	66,745
(7)短期借入金	3,000	3,000	1
(8)関係会社短期借入金	4,500	4,500	1
(9)未払金	4,285	4,285	ı
未払収益分配金	4	4	1
未払償還金	49	49	ı
未払手数料	3,323	3,323	ı
その他未払金	907	907	ı
(10)未払費用	5,572	5,572	ı
(11)未払法人税等	424	424	1
負債計	17,782	17,782	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	1	-
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて 当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

- (7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券817百万円、関係会社株式11,945百万円) は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが 極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成24年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価	差額 (百万円)	
関連会社株式	3,064	69,809	66,745	
合計	3,064	69,809	66,745	

3. その他有価証券(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
中間貸借対照表計上額				
│が取得原価を超えるも │の				
株式	3,495	282	3,212	
投資信託	-	-	-	
小計	3,495	282	3,212	
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの				
株式	-	-	-	
投資信託(1)	536	646	109	
譲渡性預金	2,400	2,400	-	
小計	2,936	3,046	109	
合計	6,431	3,328	3,102	

(1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は36百万円(税効果会計適用後)であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

(単位:百万円)

				契約額等		
ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ	契約額	の	時価	 当該時価の算定方法
方法	取引の種類等	対象	等	うち1年	中子儿叫	
				超		
原則的処理方法	为扶圣约取引	a替予約取引 投資信託	534	-	0	先物為替相場によっ
	一句百 [/於]4X51					ている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	81	-	(*1) -	-
	合 計		616	-	(*1) 0	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

自 平成24年4月1日 至 平成24年 9 月30日

1株当たり純資産額 13,950円94銭

1株当たり中間純利益 854円88銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式 がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益

4,403百万円

普通株主に帰属しない金額

4,403百万円

普通株式に係る中間純利益

5,150千株

期中平均株式数

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田満雄

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月14日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

内田満雄

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森重俊寬

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ オルタナティブ グローバル・アセット・モデルの平成24年7月21日から平成25年1月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ オルタナティブ グローバル・アセット・モデルの平成25年1月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ